

申 請

平成 23 年 5 月 30 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 5 月 9 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県平田村において産出されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

たけのこ：平田村

2 現在までの検査結果

5月6日の検査結果において、平田村小松原の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、平田村の「たけのこ」のモニタリング調査の強化と、今後の出荷制限指示解除に向けた複数地点での検証のため、「たけのこ」の発生状況を竹林所有者等に確認しながら、以下のとおり、検査地点を3箇所を追加し検査を行った結果、5月15日以降、検体を採取できたすべての地点において、暫定規制値を下回った。

①平田村小松原地点

発電所から直線距離で約48 km 離れており、5月6日の検査で暫定規制値を上回ったが、その後、同地点から検体を採取することができなかった。

②平田村中倉地点

発電所から直線距離で約52 km 離れており、5月15日以降の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

③平田村小平地点

発電所から直線距離で約51 km 離れており、5月29日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

【平田村の検査実施状況】

(単位：Bq/kg)

採取	判明	平田村小松原		平田村中倉		平田村小平	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
5/3	5/6	未検出	510	—	—	—	—
5/12	5/15	—	—	未検出	121	—	—
5/19	5/22	—	—	未検出	88	—	—
5/26	5/29	—	—	未検出	113	未検出	135

3 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、これまでの検査で暫定規制値超過が判明した地点に加え、「たけのこ」の発生状況を確認しながら、村内発生箇所において、1週間毎に検査を継続する。

<解除後の当面の検査日程（採取日）> 6/2, 6/9

また、福島県内で発生している「たけのこ」について、引き続き1週間毎に検査を継続する。

4 出荷管理

平田村の J A、直販所等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、これら取組が確実に行われるよう、これら販売先を巡回指導する。

さらに、平田村から出荷される「たけのこ」について、原産地として「平田村」を表示するよう、J A、直売所等関係者に指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

5 出荷制限区域の「たけのこ」が出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

(1) 採取者対策

引き続き出荷制限指示が継続される 11 市町村については、これまで同様、採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知する。

(2) 流通対策

引き続き J A、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される 11 市町村の「たけのこ」を扱わないことや、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている 11 市町村の「たけのこ」が販売されていないかを確認する。

6 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

平田村の「たけのこ」の出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。